

## 平成21年度第2回宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成21年12月25日（金）午前10時～正午  
出席委員 安藤ひろみ委員、伊藤吉里委員、小田中直樹委員、佐々木信義委員、  
佐藤ゆり子委員、高木龍一郎委員、布施孝尚委員、舟山健一委員、  
細川美千子委員、本田紀子委員、横石多希子委員、渡邊美代子委員  
欠席委員 菅原真枝委員

### 1 開 会

事務局：本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。開会に当たりまして、宮城県環境生活部の今野部長よりご挨拶申し上げます。

### 2 あいさつ 宮城県環境生活部長

今野環境生活部長：宮城県男女共同参画審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様には、お忙しい中審議会に御出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

本日は、7月に開催しました審議会に続きまして、今年度2回目の審議会となるわけでございますが、年次報告の取りまとめに当たりましては、委員皆様から大変有意義な意見をいただきありがとうございました。

取りまとめた年次報告書は既にお送りをさせていただいたところでございますけれども、去る9月の定例県議会に報告をさせていただき、公表をいたしました。改めて御報告させていただきます。また、取りまとめに当たりご尽力いただきましたことに御礼申し上げたいと存じます。

平成15年3月に策定をいたしました県の男女共同参画基本計画でございますが、計画期間が平成15年度から22年度ということで、23年度以降も男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に進めていくことが必要ですので、来年度中には第2次の基本計画を策定したいということでございます。その第2次の基本計画を策定するに当たりまして、本日の審議会で諮問をさせていただきたいと考えております。

それから、審議会委員皆様の任期が年が明けて3月18日満了ということでございます。

任期中に開催をする審議会としては本日が最後の審議会ということになります。ぜひ忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。また、小田中会長はお昼前には上京されるご予定だということで、大変お忙しいところ恐縮でございますがよろしくお願ひいたします。

事務局：本日の審議会は、委員13名中現在10名の方々が御出席ですので、宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。（注：報告直後2名入室。出席委員計12名。）

（配付資料の確認）

### 3 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）について（諮問）

事務局：それでは、次第の「3 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）について」諮問を行います。知事からの諮問書の伝達を行います。今野部長から小田中会長に諮問書を読み上げお渡しいたします。恐縮ですが小田中会長、席の後ろに御起立願います。委員の皆様はお手元の諮問書の写しをご覧ください。

（諮問書を読み上げ手交。）

小田中会長：ただいま、宮城県男女共同参画基本計画第2次について諮問いただきました。いただきました村井知事からの諮問書に沿いまして、宮城県男女共同参画の推進に関する基本計画について、社会情勢、経済情勢等を総合的に勘案し、答申に向けて審議会として意見を重ねてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。

それでは次第の「4 議題」に入ります。

以降の進行につきましては、条例第20条第1項の規定によりまして、小田中会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 議題

小田中会長：では次第に従いまして進めさせていただきます。

先ほど今野部長さんからお話をありましたが、所用のため途中で退出することになりますので、その後は横石副会長に司会をお願いさせていただきました。

それでは最初に一言だけ挨拶を申し上げます。

本日、今期最後の審議会ということで、2年間にわたりまして皆様方には大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

何度も申し上げておりますけれども、この男女共同参画審議会は、議員提案条例に基づいて設置され、試行錯誤のなかで一歩一歩進んできた審議会だと感じております。

また、第1期の基本計画は、審議会の下に設置した検討部会で相当数の回数を重ねて、文書のほとんどを検討部会で作りました。

来期につきまして、引き続き委員に就任される方は、第2期の基本計画策定という大変な仕事が待っております。やはり大事な計画ですので、ぜひともしっかりとしたものを作っていただきたいと思いますし、今期で離任なされる方は、今後はサポーターとして傍聴などいただければと思っております。

また、私個人としては、2年間会長を務めさせていただきまして、つつがなく本日を迎えることができ、誠にありがとうございました。

恐縮ですが、最初に申し上げさせていただきました。

では、議題に入りたいと思います。

議題の「(1) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）の策定について」、また、関連いたしますので議題の「(2) 宮城県男女共同参画審議会基本計画（第2次）検討部会について」を一括して事務局のほうから説明をいただきます。お願ひいたします。

事務局：資料2「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）の策定について」及び附属資料（別紙1～別紙5）に基づいて説明。引き続いて、資料3「宮城県男女共同参画審議会運営要領」に基づいて説明。

小田中会長：ありがとうございました。ただいま事務局から2つの議題について説明をいただきました。

まず始めに内容につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

よろしければ具体的な内容に入ります。

今、事務局から御説明がありましたとおり、資料3の宮城県男女共同参画審議会運営要領によりますと、部会を設置することができるとされております。この審議会全体として、第2次の基本計画を作ることが本来望ましいのですが、皆様方大変お忙しいことと思いますし、多数お集まりいただくことはなかなか難しいということで、前回の第1次の基本計画の時も下に検討部会を設けまして、その方々にとりあえず叩き台を作っていただき、本審議会で議論するという形を取らせていただきました。

その際には横石副会長が検討部会長としてご尽力なさったと聞いております。

今回もやはりこれだけの人数が集まるのは難しいということもございまして、できれば検討部会を設けてまず素案をお作りいただき、その上で本審議会を開催し議論するという手続きをとりたいと考えておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは検討部会を設置させていただきたいと思います。

部会の委員は、私、会長が指名するということになっております。

事務局とも議論させていただきまして、委員の就任の回数、あるいはこれから、現行計画のフォローアップと論点整理が始まりまして、その上で新しい計画案をお作りいただくということを勘案いたしまして、3期務めていらっしゃる安藤委員、それから本日ご欠席ですが2期の菅原委員、1期の高木委員の御三方をまず指名させていただきたいと存じます。また、先ほど申しましたとおり、現行計画策定時に検討部会の部会長をお務めになつた横石副会長には、ぜひオブザーバーとして御参加いただきたいと存じます。

横石副会長は、来年度半年ばかりイギリスに行かれるご予定とのことです。

検討部会にご出席いただける回数が少ないのですが、ぜひ御参画いただきたいということで、オブザーバーということでお願いしたいと思います。

なお、検討部会の委員になったからといって来期も引き続き委員に就任することが確定したわけではありません。今期で離任なされる場合は、可能であればオブザーバーとしてぜひ御参加いただきたいということでございます。

それからもうひとつ、先ほどスケジュールにございましたとおり第1回の検討部会は年度内、皆様の任期中に行われますので、もしほかにも検討部会に参加なさりたいという方がいらっしゃれば、この場で手を挙げていただければ幸いです。

その方についてもとりあえず任期中については御参加いただき、来期も引き続き委員に就任される場合は引き続き、今期で離任なされる方は、同じく可能であればオブザーバーとして御参加いただきたいと存じますがいかがでしょうか。日程的にも第1回目は1月ないし2月ということなのですが、第1回目はフォローアップということなので、可能であれば、なるべく多くの方々の御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

細川委員はいかがですか。（了承。）では、細川委員にもお願ひいたします。

菅原委員は本日はご欠席ですが、内諾はいただいておりますので、安藤委員、菅原委員、高木委員、細川委員の4名に検討部会の委員、それから横石副会長にはオブザーバーとして御参加いただくということにさせていただきたいと思います。

恐縮ですがよろしくお願ひいたします。ただ、5名だけにすべてお願ひするものではありませんので、皆様方からも御意見をいただきたいと思います。

本日は現計画の進行管理に関する議題がございません。最終回ということもありますし、この場で皆様方から御意見をいただき、それを元にして最初の検討部会をお進めいただきたいと存じます。

皆様方におかれましては2年から最長8年、審議会委員として御出席をいただきました。この審議会では、先ほども申しましたが、県の各部局の方々と直接意見交換を行う懇談会を開催し、県の男女共同参画施策につきましてかなり細かく実施状況等の説明を受けながら忌憚無い意見を交換してまいりました。その上で、審議会としての意見を取りまとめ、県に提示をしてまいりました。

昨年度からは、それに対するリプライも県のほうから返ってくるという状況になっております。

そこで、皆様からは現行計画のフォローアップと申しますか、現在の計画に対しての意見、感想、あるいは策定を始める第2期の計画に盛り込むべき課題、視点、項目等について、あるいは2年間の中で感じたことを含めまして、検討部会の委員皆様方にお伝えしたいを中心として御意見等ございましたらこの場で言っていただき、それを参考に部会のほうで御検討いただくという形にさせていただきたいと思います。

これから皆様方にいただく御意見につきましては、先ほど申しました初回の部会の中で取りまとめて3月の審議会、これは次期の審議会ですので、私を含めて誰が残るかわかりませんが、3月の審議会に提出し議論を進めるように引き継ぎたいと存じます。

以上を含め、第2次の計画に向けて、これまでの最短2年間の活動のご意見ご感想等をお出しいただきたいと思います。

せっかくですので皆様方一人一人から聞きたいと思います。では恐縮ですが安藤委員からお願ひします。

安藤委員：このような会議に参加させていただきまして、皆様方から非常に多様的な御意見をいただくことで、世界が広がるといいますか、自分が今扱っている分野だけではなく多くの方々から活力をいただいているような感じがいたします。そして男女共同参画というのは中身そのものが県庁の1セクションだけではなく全セクションにわたる、私達人間の生活全てにかかわる中身が核にあるということを痛感させられておりますので、今回、部会というのも非常に重要視して、自分のできる範囲でお力になれたらと思っております。どうぞ皆様、そういう意味でこれからも御協力をよろしくお願ひいたします。

伊藤委員：経営者協会の伊藤でございます。1年半ほど参加させていただきました。途中からでしたけれども大変勉強になりました。雇用労働を中心とする経済団体の者ですが、大変幅広いご意見、勉強になりました。ありがとうございました。

佐々木委員：佐々木でございます。第2次の基本計画と直接はつながらないかと思いますが、3点ほどお話させていただければと思います。

1つは、私は公募委員という形で参加させていただいておりますが、他にも各分野の方々が委員としてご参加されています。男女共同参画の1つのテーマに「職場における男女共同参画の実現」という項目がございますが、私の目から見ますといわゆる被用者、雇われている立場の委員がおられないと思いますので、今後の構成に当たってはご留意いただきたいと思います。

それから仙台市、宮城県内にも各種女性団体がございますが、女性団体の代表の方もおられないと思います。そういうところに公募委員をご案内する等もう少し具体的な働きかけが必要ではないかと思います。

私は家庭裁判所で仕事をやっておりますが、審議会委員になられる方々は社会的に言いま

すと、中流より上と言つたら失礼ですがそういう方が多いように見られます。現在、非正規雇用が多いとか離婚が多いとかいう中で、極めて厳しい生活環境にある女性が増えていきます。直接その方々を委員にということではございませんが、そういう場面に遭遇し、いろんな見識を持っておられる女性弁護士の方々など、そういう委員もぜひ参加されるような道を開いていけたらと思っております。

そういう意味から、審議会委員は、あまり数が増えると審議も大変になるのでしょうか、やはり公募委員の枠が少ないように思われます。枠全体、委員数を拡大する、あるいはこの委員数の中で公募委員を3名ないし4名に増やすといった工夫がほしいなと思います。

私たちも参加して報酬をいただいているが、予算の問題があり、報酬は条例で定められていると思いますが、報酬を半減しても公募委員を拡大する等の工夫ができるのか聞いてみたいと思います。これが1点です。

それから、基本理念の策定について、4の3のところにパブリックコメントというものがあります。いろいろな問題について、例えば高校教育の問題等についても県でパブリックコメントを募集され、県の広報あるいはホームページに載っていて、時たま覗いておりますが、現実問題、果たして本当にこれだけでパブリックコメントがたくさん集まっているのか疑問に思うことがあります。

単なる一般広報だけではなく、労働団体や女性団体に個別に文章等で、パブリックコメントを実施しているので意見をほしいというような具体的な働きかけをお願いしたいと思います。

それから、全般的に男女共同参画に関する広報が足りないように思われます。2月の企業の取り組み事例等の会合にも2年間参加させていただきました。また、8月に行われる大きなイベントにも参加させていただきましたが、どうも動員されて集まっているという参加者が多数感じられまして、本当の意味でポスターあるいはチラシを見て参加したという方が少ないと感じられます。

もう少し一般市民に参加してもらう意味での広報の拡大がこれから必要ではないか、と思いますのでよろしくお願ひします。長くなつて申し訳ございません。

小田中会長：1件目が審議会委員の構成、2件目がパブリックコメントについて、3件目が広報についての意見です。せっかくですので、事務局のほうから佐々木委員の意見について、率直に悩みなどありましたらお願ひします。

事務局：まず審議会委員の公募の関係についてですが、これについては現在調整をやらさせてもらっております、その中で検討させてもらいたいと思います。

それからパブリックコメントですが、ご指摘のとおりものによってはパブリックコメントの件数が非常に少ないというものもございます。逆にかなり来るというのもございまして、かなりばらつきがあるというのが正直なところでございます。これについては、具体的な働きかけという提案もありましたが、やり方を工夫してまいりたいと思っております

それから広報の関係ですが、私どもいろんなフォーラムなどのイベントをやっておりますけれども、どれくらいの方が参加してくれるのかというのが非常に心配になっているところでございまして、熱心な方というのは確かにいらっしゃいます。そういう方は毎回イベントに参加されているのですが、そこからなかなか広がりが出てこないというのも確かなことだと思います。広報のやり方についても、いろいろ工夫してやってまいりたいと思います。

小田中会長：佐々木委員のほうから、このような方法があるとかご提案などありますか。

佐々木委員：今ほどのご報告は一般的で、より具体性がほしいと思いますが、審議会で出た意見をより厳密に検討して今後に生かしていただければと思います。

小田中会長：ほかの委員の方で佐々木委員から出された公募委員のあり方とか、パブリックコメントのあり方や広報について何かご意見ある方がいらっしゃいましたらお出しいただければと思います。

横石副会長：パブリックコメントの時期にいない者なので申しにくいのですが、突き合わせ事業の広報というようなところ、パブリックコメントをとるときの催しに引っ掛けたパブリックコメントをうまく宣伝しながら、そこにあわせて男女共同参画の意図や視点などを活かしていくというように、合体させて華々しくやっていただくといいかんなと思うのと、さっきおっしゃったように地道に各団体に文書等で出すということも重要なかなと思いました。

できれば大学なんかにもそういうものが来ると、若い女性達ないしは教職員もいますので、まとまったものが出る可能性は高いと思います。ただ一律に出すだけではなかなか得られないかなというふうにこれまでの実感がございます。

細川委員：パブリックコメントの話題が出ましたが、実際私もスクールなどをやっています。その中で、意見等を募ることがあるのですが、なかなか意見が集まらないのはそのとおりなんですね。公ではなくて、一人ひとりに向かっていかないと何か言おうという気にならなくて、ひとりに向かって何々さんはこの紙にこれを書きくださいとアンケートをしたときのほうが本音が出たりしますので、一人ひとりに向かっていくのが大事かなと思います。

審議会の委員について、私も公募委員として応募いたしました、2期務めさせていただきもうすぐ4年近くになるのですが、審議会委員に応募するのは勇気が要ります。どのようにお話をすればいいか、どういう場所かわかりませんので、まず一度傍聴することを勧めてはどうかと思います。私の生徒たちには勧めています。審議会って見れるんだよ、ホームページを見ればいいんだよって。

学生でも考えのある方はそういう立場で遠慮なく参加されればいいと思いますし、大学院生には応募するように勧めてみたいです。

主婦の方にも勧めていますし、実際に応募もしているんです。面接にいけるくらいにはがんばって小論文を書きますが、その時点で考えが広まってよかったと言われます。また、「こういう考えは間違っていないか」と相談を受けますので、アドバイスをしたり相談に乗ったりしますが、恥ずかしくないんですよということを聞きたいんだと思います。

離婚問題や子育てで大変な方の意見は、現場からの声として貴重です。そう思って私も勇気を出して応募したんです。確かに難しい面はありますが、子育て中や女性問題を考えている人が参加し、話を聞くことによって考えも深まり、がんばって考えて直接意見を言うことで、皆さんに知らない世界をお話できるというのは非常に役に立つのではないかと考えて皆さんにも勧めています。

ただ、女性の方は応募するまでは出来るのですが、採用されたときのことを考えて躊躇してする人が多いです。

なぜかというと時間が合わない。夜は無理ですね。昼間も難しい。どのように時間帯といいますかその辺のところを調整するか、参加できる時だけ参加してみようとか、来れる日だけでいいとか、そのような柔軟な対応ができれば、応募される方も違ってくるのではないかと思います。

審議会委員としましては、やはり世の中の問題点や疑問点を拾っていくのが役目だと私はいつも思っています。特別、男女共同参画の専門家でもありませんけれども、それが県民としての役割だと思っています。まず、審議会委員一人ひとりがアピールしていくことが大切で、確かに人数が少ない時もありますが、夏のイベントのチラシを必ず見せますし、県からいただくイベントや講演会のチラシも必ず見せて、広い世代にアピールして参加してはどうですかと勧めたりしています。

少しのことなのですが、県の方ばかり広報をがんばろうというのではなくて、県民、審議会委員として自分ができることを一人ひとりがするだけでもまた違ってくるのではないかと思います。

小田中会長：他に今の構成、パブリックコメント、広報関係についてありませんか。

布施委員：今いろいろお話を聞いて思ったのですが、公募委員に応募する方は、意識や関心が高い方がご応募されるわけですので、応募していただくだけで終わらせるのではなく、審議会委員にならなくても、たとえばパブリックコメントやそういうときに資料を送付させていただいて、御意見をいただくというようなことも可能だと思います。

意欲や関心のある方たちに、きちんとした情報を提供していくということをむしろ意識したほうが良いのではないかと思います。

それから、登米市の場合は、公募委員の割合を高くしております。市の行財政改革の推進委員は、当初半分くらいを公募委員にしました。そうしましたところ、実はいろいろありました。非常に関心が高い方もいらっしゃるし、非常に偏った方もご応募いただくということで、逆に公募委員の割合を増やすということは、いろんな方が御応募いただく中で、そういった方々の入る余地が非常に増えてくるということも、リスクとしてございます。

そういう方々は声が非常に強い方が多いので、議論がなかなかまとまらないこともあります。まとめることが目的ではないのですが、議論が收拾つかなくなるというケースもございます。

私は、決して公募委員2名が多いとは思っていません。もっと増やしても良いのですが、そういう部分をどのように整備していくかということも大きな取り組みですし、それをつなげる意味でも、パブリックコメントにはむしろ御協力をお願いしたいという形でアプローチするのも一考ではないかと思いました。

小田中会長：今の3人からのご提言について、ご意見のある方いらっしゃいませんでしょうか。

私は、以前、仙台市の男女共同参画推進審議会に第1期のとき委員として就任しておりました。当時、仙台市でも基本計画の策定がありまして、そのときはエルソーラで公聴会をやりました。

全部で100人近く集まりまして、かなり率直な意見が出ますし、ディベートになりますので本音が出てくる部分もあります。そのときは基本計画案（骨子）を提示してそれに対する意見を求めるという形でやりました。かなり盛大だったという記憶がありますので、それも1つあるかなと思います。

それからもう1つは、開催時間についてです。特に女性についてのお話がありました。

かつて、仙台市の男女共同参画推進審議会は、夜に開催していました。仕事が終わってからの開催ということです。また、審議会の前身にあたる協議会では、子どもを連れてきていいことになっていたそうです。実際、お子さんを連れてきても、皆さんよろしいですね。本審議会でも、そういうことを一言付け加えておいたらよいのではないかという気がします。

また、公募につきましては、既に十数名の応募が来ているということで、おそらく締め切りまでに20名近くの結構な数になると思います。

面接を経て、来期の審議会委員が決まりますが、それ以降については佐々木委員のご提言を受けた形で、何か検討するようにということを引き継ぎたいと感じておりました。

小田中会長：では佐藤委員お願いします。

佐藤委員：私は今朝PTAのほうも行かせていただきましたが、県PTAにもいろいろな審議会等の委員就任について、依頼や要請を受けることがあります。

このごろ感じますのは、必ずではないのですが「できれば女性の方にお願いします」というお願いが多いということです。やはり男女共同参画の視点からそのような要請があるのだと思いますし、先ほども話が出ましたが、1つの事業に関して県の各部局がいろんな目的を持って成り立っているんだということを、審議会に参加する中で改めて勉強させていただきました。

公で公平にという形で公募すると、まだまだ男性のほうが多いというのが現実だと思いまますので、佐々木委員もおっしゃいましたが、あらゆる層から参加いただくという点から言うと、ある程度そいういたくくりの中から女性を引き上げる取組もまだ必要ではないかと思っています。

大和町の委員会にも出席していますが、男女共同参画に関する勉強会であるとか、そといったところには年配の方が動員のようにかけられて、大分浸透してきたように思います。60歳以上の男性の方の見方というのは、そういう成果が上がってか、大分開かれてきたと思うのですが、そこで話に出たのは「意外と実は、家庭の中だよね。」ということでした。

実は、私もそうなのですが、話す時間が短いというのもあり、なかなか主人とそのことについて面と向かって話すことができないです。

先ほど佐々木委員から雇われる側の話もありましたが、職場でも30～50歳代くらいの働く男性世代についての研修というか、意識改革をどういう場面で行っていけばいいか意見交換し、企業さんからも何名かいらしていただいているので、できたらその企業さんのほうでの勉強会であるとか、そいういたものをやっていきたいねという話も出了しました。

また、出前懇談会・座談会というか、若いお母さんたちであるとか、なかなか公の場にはまだといった方々にも座談会的あるいはお茶会的なところで、男女共同参画ってどうなんだろうとか、実際暮らしてみて困っているところはないかとか、こちらから出向いてお話を聞くということも必要ではないかということで既に動きが出ております。

公の場に応募して委員になるというのは大変勇気がいることだと思いますが、身近なところで、たとえば私が友達何人かを誘って、関わっている方々に出向いていただいて話を聞いていただき、こういうところは気づかないけどこうだよねとか、こうだったらしいよね、というものを吸い上げていくような活動をしていきましょう、ということになりました。

県で主催している大きな会議等に遠くから出席するというのは少し難しいところがありますから、県の施策や基本計画に各市町村が乗り、市町村ではここを取り入れながらこういう事業をしていきましょうと、より具体的に地域に合った事業が出てくるといいのではないかと、今回、町の委員会で話しながら思ったところです。

大和町の場合は女性課長がまだおりません。班長もまだおりません。町の中の一番見本となる行政の方々の意識というのも、町民としては勇気付けになりますので、まず町の中から女性課長職を出すように私たちも働きかけましょうとか、そのような見本が一つできることによって、一般町民の方も、女性ももっと意見を言っていいんだ、ああいう方もやっているんだったら私も少し勇気をもってやろうかなとか、そういうふうに何か行政も変わつていいね、といった意見も出了ました。

県庁もやはり管理職では男性のほうが多いということでしたので、そのようなところも、県としても変わっていくと、いろいろなきっかけになるのではないかと思いました。

2年間勉強させていただいて、いろんなところでいろんな方が頑張っているということを改めて知ることができましたし、私自身もPTAを離れたところの委員としてここに出させていただいて、ネットワークが広がりました。

本当にすばらしい機会を与えていただきありがとうございました。

小田中会長：佐藤委員からいくつかご意見ご提言がありましたが、事務局から市町村の関係というのは現在どんな状況かご紹介いただけますでしょうか。

事務局：市町村に関しましては今もイベントのたびにお伺いをしています。また、年に1回か2回程度ですが、担当の課長さんに集まつていただいて、県の状況をお話したり市町村の状況をお伺いしたりといった機会を設けております。今回の第2次の計画策定では、パブリックコメントとほぼ同時期になろうかとは思いますが、市町村に関してはまた別途ご説明の機会を設けるなり、こちらからお伺いするなりして、市町村との意見のすりあわせなどをやっていきたいと思っておりました。

また、先ほど佐藤委員のほうから、家庭の意識改革、あるいは40代50代の働いている男性の方々の意識改革についてお話をされました、これに關しましても、年代での意識の差が内部でも話題になります。実は県でも1月に研修会を開催して職員の意識を変えていくこうということを考えていますが、やはり皆さんとお話をしている中で一番感じますのが、トップの意識、特に会社、企業さんですと社長さんなり、管理職の方の意識の問題が大きいということです。県でもポジティブアクション、その中で意識改革を図っていこうと、女性の力は企業の力普及推進事業というのをやっております。

トップの意識が変わっても、その間に立たれる方々、40代50代のいわゆる中間管理職の方の意識がなかなか変わっていかない、ということもありましたので、その辺、特に今は少子化の問題もありますので、短時間勤務、労働時間等の労働条件といった部分とも併せて絡めていきたいと思います。

ただ男女共同参画と一方的に言っていくだけではなく、少子化対策とも絡めて、県としても、各部局と連携をしながら考えていきたいと思っております。

県の職員が出向いていって話を聞くということについては、先ほど小田中会長からも公聴会のお話をいただきました。国の基本計画の話をさせていただきたいのですが、国のはうでもパブリックコメント、あるいは公聴会ということも考えているという連絡も入っていますので、それらを含めまして、なるべく積極的にこちらから場を設ける、あるいはこちらから審議会の委員にもご参加をいただいて話を伺う機会を設けることなどを考えてまいりたいと思います。以上でございます。

小田中会長：ありがとうございました。仙台市のときは審議会が公聴会を開きました。

市の職員ではなくて、審議会の委員が説明して、いろんな方々から意見をいただいて審議会の委員が答えるというものでした。

もう1つ、公募につきましては今佐藤委員のほうから男女比率という話が出ましたが、本審議会委員の現在の公募の状況について、先ほど伺ったことを申し上げてよろしいでしょうか。

現時点での応募は11名中9名が女性で、40代以上の各年代から幅広く応募があります。

本審議会では、男女いずれかが4割を切らないように男女比率が決まっています。

審議会委員の公募締め切りまでまだあと2週間ありますので、さらに応募が増えていくかなと期待しているところです。

では高木委員、検討部会の委員をお願いしまして恐縮ですがよろしくお願ひします。

高木委員：はい。私は審議会の経験は短いのですが、短い間で貴重な経験をさせていただきました。

皆さん非常に積極的で、特に県の職員の方が期待以上に前向きだったというのがうれしい誤算です。委員就任当初にも話したと思いますが、学生達と接していて思うのが、均等法ができたとき、講義で話したり、恩師とも話したことがあるのですが、果たしてこの法律の結果が出るのは何年後だろう、という話をしたときに、学生たちにおそらく10年経っても変わらないのではないか、ということを言ったことがあります。

「10年程度ではなかなか男女の意識、特に最もベースになるようなところ、いわゆる生活の根本から変えなければいけないところがあるので、一朝一夕には変わらない。ただし、変わらないからといってあきらめたのでは絶対に変わらない。とにかく地道に努力、啓発あるいは運動を続けていかないと決して変わらない。権利というのは口をあけて待っていたのでは決して得られるものではない。」という話をしたのを覚えていて、この審議会でいろいろな統計資料や動きを見ていて、自分の言ったことは間違いないと、改めて頷くことがありました。

というのは、感想という点から言えば、確かにいろいろな資料を拝見させていただき、指標に係る推進状況の一覧を見てみると、確かに統計の数字は上がっています。

計画策定の平成14年度から比べると、確かに数値的には上がってきてはいます。もちろん、やらないと当然こういう結果は出ないので、継続して推進していただきたいと思うのですが、ただ他方で非常に危惧するのは、審議会からの意見の中にもありますが、例えばセクシャルハラスメントの問題についてです。

意識の変わらない部分があり、特に男性の中年層ですか、まったく何が問題なのかということすら意識していない方というのがまだまだ相当数居て、特に宮城県はその数字が高いというのに愕然といたしました。

そこでどうしたらいいか、と思うのですが、私も大学の中でそういう対策の責任を持たされており、おそらく本学校は全国の中でも相当研修の機会が多いと思います。

毎年のように、年に三回くらいは教職員に向けてセクシャルハラスメント、あるいはハラスメント一般についての研修会を開いているのですが、残念ながら、出てきてほしい人は出てこないという現実があります。ちょっと語弊がありますが、危ない人は出てこないのです。意識の高い方が、公聴会やパブリックコメントでも意識が高くて、何とかしようと思ってる人が出てくる、あるいはコメントします。

どうしたらいいかという回答は、まだ自分でも出ていません。

本当に光を当てたい部分の人達に、どうやって光を当てていくか、あるいはどうやってそこから意見を集約するか、という工夫をもう少し考えないといけない。おそらくは意識のある人何%と同時に、まったく変わらない人も何%かずつといふわけです。

その部分を変えるためにはどうしたらいいのか、工夫しなければいけない部分だと最近しみじみ思っております。

ですから、地道に啓発活動あるいは推進活動をあきらめずに続けることはもちろんですが、ドラスティックな変化は無理としても、どうやったら変わらない層を変えていかせるかというその部分を、いろんな意見を集約して考えていかなくてはいけないと、自分で具体的な答えを持っていない段階で言うのもおこがましいのですが、2年間でこのような思いを改めて強くしました。以上です

小田中会長：意識の高低差があるというお話を。ありがとうございました。

広報につきまして、事務局から広報の現状について一言だけいただけるとありがたいと思います。

事務局：広報については、前回の審議会でも御意見をいただきしております、県としてもまだ試行錯誤しているところがございます。

先ほどもお話がありましたけれども、特に年代の高い方は、かなり関心を持っていただいているということで、また、各界で活躍をされている女性の方で、今回この審議会の関係や基本計画の関係でお話を聞きたいと思っているのですが、どうしても50代、60代なり、40代後半になってしまうということです。特に若い世代に向けてどういった広報をやっていくかということ、先ほどの来て欲しい人がなかなか来てくれない、話を聞いてくれないという部分もございます。

また、さきほど民間の団体と協力して、という話もございました。当課ではNPOも課内に包括しておりますので、そういうところとも連携させていただきながら考えていきたいということと、この前お話を聞く機会があったのですが、民間で女性向けにいろいろなサイトを運営されているいらっしゃるところ等もございますので、そういうところを活用させていただくということもこれから考えていきたいと思っております。

小田中会長：今の高木委員のご意見について、ご提言、感想などありませんか。  
よろしいですか。

では本来ですと私は最後に発言すべきなのですが、あまり時間がないので先に一言だけ。

今期、実はひとつやり残したことがあります。労働団体を含めて外部の団体と審議会の意見交換会をやつたらどうか、というご提案がかつてございました。例えば県PTA、労働団体や女性団体と意見交換会をするのはすごく大事だなと私も思いました。やりたかったのですができませんでした。大変申し訳なく思っています。ぜひ、次期に引き継ぎたいと思いますが、これは一番最初に佐々木委員から言われたことだと記憶しています。

次期に引き継いでぜひやって欲しいということ、こちらから出向くということを強く要請させていただきたいと思っています。これが反省点でした。

それから次期の基本計画については、今期の基本計画は、策定が8年前ということもありますし、状況が少し変わってきていて、漏れているところもいくつかあるように感じます。

1つは一人親家庭、特に母子家庭の貧困の問題ですね。これはやっぱり景気が悪化してき

ましたので、相対的貧困率が5割という異常な数値なので、そういうのをどうカバーできるかという点が、入れざるを得ない、入れて欲しい、という気がしています。これが1点。

もう1点がドメスティックバイオレンスを中心とする、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）です。

仙台市は都市型ということもありまして、第1期の基本計画でDVとりプロダクティブ・ヘルス／ライツをかなり強調していました。実際、仙台市は人工妊娠中絶率が高いという不名誉な記録を持っていましたので、そこを強調して基本計画を作ったということがあります。実際、審議会委員にも、シェルターをやっている代表者の方が委員としてきて、生々しい声を、それから女医の方がいらしたので、中絶の話になって、これもすごく重要だという話をされた記憶があります。

宮城県もだんだんそういう方向に進んでゆくような気がしてならないので、そういう点を考えなければという気がします。

舟山委員：私の場合はこの計画書にあります基本計画の6つの分野の中の農林水産業、商工関係の分野の中の選出ということで声がかかったのかと思います。公募の方と違って、私の場合は、農業関係の分野ということで、農協中央会という組織がございまして、そこから声をかけていただいたということです。私の場合、県内に今は14の農協がありますが、当時、その中で一番年若い役員だということで指名されたのかな、というふうに思いました。多分ポイントは若いやつほどそういういった意識を持ちなさい、ということもあっての指名かと思っています。勉強不足で皆さんに迷惑をかけたこともあると思います。

平成15年からの指標の進捗状況を拝見させていただくと、狭い分野なんですけども農業関係の部分がいくつか出ておりました。宮城県の場合でも、仙台市の皆さんの意識と、地方の意識、農村の意識というのは大分まだまだ開きがあるのかなというふうに私の中でも思つておりまして、そういう部分ではそういう農村部の意識変化がない限りなかなか変わらないと思っていました。

この指標を見せていただくと、農協の中の内部の組織でも女性の占める割合も、大分10年、20年前とは意識が変わっておりますし、数字も上がっていると見ておりました。特にここ最近は私の仙南の農協の管内にも直売の組織が大分増えておりまして、70近くの組織があります。当然その中心になるのは女性の方々なものですから、そういう意味では、農協の組織や直売所の中に、女性の参画する部分が当然出てきている。経営に参画するという意識が増え、着実に階段を一つ一つ上がっている。

私も任期を経験する中でそういう感想を持ちました。これからその次の段階で、今後の指標にもあるように農協の役員であったり、そのクラスの役員にも女性から自ら手を挙げていただくような下地作りをするのが私たちの役目と思っておりました。

再度になりますが、基盤の部分が変わらないと、いくら組織などで出てくる役員が増えることよりも、一番生活をしている、暮らしを支える経営の部分に女性が声を出したり、もしくは経営に参画するという部分が変わらないと、いつまでたっても机上の空論になってしまいますので、そういう意味では今回意見の中にも出していただいたように、女性が経営の中で声を出す、そういう経営の中心に男性と同じように参画をしていくという意識を変えることがまず先決だろうと思っていました。

その部分を次の計画の中にもいくらかは盛り込んでいただければと感じております。

非常に狭義な部分ですけれども、感想を述べさせていただきました。

小田中会長：舟山委員のご意見については、何かございますでしょうか。

実際見ていないのでわからないのですが、新聞報道等では直売所などで女性が元気になつて活き活きしているという記事を目にします。実情はどうなのでしょうか。また、舟山委員は以前に家族経営協定を結ばれた話をされていましたが、メリットや変化などをご紹介いただけますでしょうか。

舟山委員：直売所の部分ですが、私もすべてを網羅できていませんので、一部の紹介になります。

私がわかっている範囲では、やはり立ち上げの部分について、準備といいますか、建物だったりシステムを作る部分については、男性が関わる部分が多いのですが、実際に中を回すという部分になりますと、女性の割合や意見が強くなったり、いろいろイベントをしたり、次何しましょうというのには女性が入ってくる部分が多いと思います。

当然生産の部分も、総会とかで役を引き受ける中心になる方にまずは男性を出しておくけれども、実際下準備なり、きちんとした生産をする部分については女性が大分入っているというのは私も目にしておりますので、決してそれは単なるうわべだけではないというのは実感しております。

それから2点目の家族経営協定ですが、実は私も実際に普及員の方に勧められて、結んで

おります。私も実は当初、そういう協定があるというのを知ってはいましたが、そこまで結ばなくても、身内でやるのだからいいんじゃないかなと思っておりました。財布もお母さん自由に使っていいよ、という仲でしたので。ただ、きちんとそういう決め事をしておかないと、曖昧さだったり、外に向かっての責任度合いが全然違うんですね。

ですからこここの数字にもありますように、できれば外に向かってもお互いに経営に責任を持つようになります。私の場合は逆に言うと、こういう仕事をさせてもらっていますので、ほとんど今はお母さんが経営を握っているのですが、そういう意味では、この協定ではお互い責任をもって自立するという点で評価されるものと思います。以上です。

小田中会長：ありがとうございます。

私も10年以上前ですが、まだ日本では家族経営協定が入るか入らないかの時に、フランスでは家族経営協定が入ってまして、たまたまフランスの農家を回ったことがあります。日本に入ってきてどうなっているかと思いまして、プライベートに関わることで恐縮だったのですが聞かせていただきました。ありがとうございます。

すみませんが、後2、3分で私は退出するので、後の司会は横石副会長にお願いします。

横石副会長：多少時間も押しておりますが、本田委員お願ひします。

本田委員：先ほど高木委員のほうからも均等法の話がございましたけれども、確かに歩みは遅いかも知れませんが、着実に動きは出ていると思っております。

私どもはいろんな仕事をやっておりますが、そのひとつに企業を直接訪問するという仕事も職員がやっておりまして、先ほど舟山委員の農協のお話もありましたけれども、農協などを訪問いたしますと、女性の課長さんがいらっしゃるところが結構あるんですね。非常に農協さんは進んでいるなというのを実感しております。

その背景となりますのはやはり研修に力を入れたり、能力評価とか、昇進基準を明確にして、女性の登用をバックアップしているということが伺える農協さんがたくさんありました。また、どこの農協さんもきちんとした就業規則を作っていましたとして、これは農協さんに限ったことではないんですが、確実に動きは出ているというのを感じております。

ただし、委員もおっしゃいますように、遅れているところは確かに遅れておりまして、企業の中でも二極化をしているのではないかという感じがいたしますので、遅れているところの底上げをしていかなければいけないということは感じております。

セクハラ対策ですが、毎年均等室で扱う相談の中で一番多いのがセクハラで、本当に毎年毎年いろいろな企業に働く人からセクハラの相談が上がってきておりますが、1つ1つ丁寧に均等室でも対応しております。

ご存じのように均等法11条の中で、すべての企業が会社の中でセクハラの防止についての方針を明確にしたり、窓口を作ったり、またセクハラが起きたときには使用者責任としてきちんと解決する、そういうことが全ての企業に義務付けられている訳でございますので、相談が上がってきたときには、企業責任ということを十分踏まえた対応をして解決を図っていただいているわけですが、これについてもまだ十分でないからこそ相談が毎年あるんだと思っております。これも私どもの課題でありますが、県としても広く啓発等をやっていただくとありがたいなと思っています。

ただセクハラにつきましても、女性が主張をすることができるようになった、これは大きな動きだと思います。均等法の中にセクハラ防止が義務付けられたのが平成11年からでございます。均等法ができたのが昭和61年ですが、セクハラは途中から加わりまして、まだ10年ほどでございますけれども、セクハラをしてはいけないという認識については定着してきたのではないかと思っています。

ただし、まだ問題が発生しているという状況ですが、これも粘り強くやっていく必要があると思いますが、声を上げられるようになった、また企業の中で法律に基づいて取り組みが進んでいるということは、動きとしてはあると思っています。

もう1つ、第2次の基本計画の中に望みたいことなんですが、先ほど猪股専門監のお話にもございましたけれども、少子化対策、これは国の最重点課題の一つでもございますが、合計特殊出生率が宮城県は全国平均より低い状況でございますし、現政権の中で子ども手当の支給、これが実現することになりましたけれども、それだけではなく、両立しやすい職場環境の整備、これについても非常に多くの期待が寄せられているところでございます。

私どもの仕事でも当然あるのですが、第2次の基本計画の中にも、この辺に重きを置いてやっていただくとありがたいなと思います。

育児介護休業法の改正が今年6月に成立いたしましたけれども、施行は大きいところは来年6月30日、紛争解決援助は今年の9月30日に施行になっておりますが、6月30日施行の中で、3歳までのお子さんを持つ方は6時間という短時間の勤務が希望すれば誰でもできる、それと残業を免除してもらって働く、そういう請求ができるになります。これは

男性も女性もでございます。育児休業の取得も当然重要なことですし、パパママ両方が取れば、1歳2ヶ月まで取れる、というのも今回の改正点に入っています。

この改正の説明会を3月を中心に県内各地で開催いたしますが、もう既にいろんな要請を受けて、いろいろな機会に広報しております。また、県のほうからも問い合わせがございまして、1月のセミナーでしょうか、均等室のほうから説明させていただくという時間をいただいておりますので、県とも十分に連携を図りながら、この改正育児介護休業法の施行を機に、両立しやすい職場作りというものについて関心を高めていければと思っております。

次の第2次基本計画の中でも、両立支援のことを大きな課題として盛り込んでいただくとありがたいと思っております。

横石副会長：はい、ありがとうございます。

今の育児休業取得率ですけれども、9ページ、進捗状況をごらんいただくとわかるのですが、本県は6.9.9パーセントと、全国平均からいっても20%低い状況です。そして実は全国平均値よりも予測目標値が低いというあまりよからぬ目標値なのですが、この辺りで先ほどセクハラが非常に相談件数が多いとおっしゃいましたが、育児休業の取得に関する相談というのはいかがでしょうか。

本田委員：昨年末以来いわゆる育休切りというのが社会的にも大きな問題になっておりますけれども、当室でも相談は多いというのが実情です。規程の整備につきましても、訪問、その他いろんな方法で、就業規則の中に整備していただく、これはかなり定着してきておりますけれども、実際取りたい人が取れるのかといった時点ではまだ問題がみられるところです。

横石副会長：ありがとうございます。

そうしますと、法律の整備、これは重要な課題ですけれども、このあたりの現実を今後の基本計画の中にどういう形で反映し、大きく重点的な課題にしていただきたいなど、伺いながら個人的に思った次第です。

このことについてほかの委員の方、いかがでしょうか。

佐々木委員：雇用機会均等法の問題が出されまして、高木委員は労働法制の専門、あるいは本田委員は行政の立場で、いろいろ見識はあるとは思いますが、私は現実的に企業にいた人間として、正直な感想を言いますと、雇用機会均等法が男女差別を合法化したという側面が非常に強いと思っています。

中小企業等ではあまり無いのかもしれません、大企業では、総合職、一般職のいわゆるコース別人事によって、大半の転勤等のできない女性社員が一般職に押し込められています。そこで合法的な格差が非常に拡大していると思っていますし、労働組合自体がそれへの問題意識が弱く、いわゆる差別の拡大を是認してきている面もあると思います。

もう1つは、男女間格差、いわゆる女性の中での格差を作り出しているということです。

一部少数の総合職に合格した女性と、一般職の女性との間の格差、それから、機械化が推進される中で一般事務がどんどん派遣、パート等に置き換えられ、また、年功序列が撤廃されて、頑張ってきた一般職女性が、パートと同じような処遇におかれていますという現実が企業の中で生じています。

行政の方、あるいは学識経験者の方もわかってはおられるのだろうが、それが是正されない現実がございます。

裁判所等で勇気ある女性などが頑張って、権利回復を図っている動きが一部にはあります、なかなかそこまで踏み切れないという女性が大半ではないかと思います。

県レベルの男女共同参画という問題を離れますが、まだまだ問題意識をPRしていく必要があると思っています。意見とさせていただきました。

横石副会長：ありがとうございます。

本田委員を前にして失礼ですが、86年の法律はざる法だと言われたりしたところから、だんだん良くなってきてるというし、良くしていかないといけないという意欲を我々女性だけではなく、企業にいる男性こそ持ていただきたいと思っています。

私は、均等法自体の意義はあったと思っています。

ですから方向性として差別化を排除していくような改正と同時に、我々自身も指摘していくことが大切で、私は、均等法があったことは、個人、女性として、それから学生、女子学生には適していると一応実感しているのですが、その辺は御異論があるかとは思います。

それでは、渡邊委員お願いします。

渡邊委員：2年間、審議委員をさせていただきました。

私は学校世界しかわかりませんが、この場に参加させていただいて、いろいろ立場の方々

のお話を聞かせていただき大変勉強になりました。ありがとうございました。また、県の各部局がそれぞれの市町村の見本として、女性参画のためにいろいろポジティブアクションを実行していただいているということに敬服しています。

この2年間で感じたことは、いろいろな場への女性進出はすごく大きいものがありますし、男性の立場のところにどんどん女性が入っていっていると思っているのですが、一番残念に思っているのは、意思決定過程における女性の割合が非常に少ないということです。

今まで話題にも出ましたが、私たちの世界でもそうです。何かを決めるというところは全て男性が占めるというところがあります。多分、県も女性の課長が多くなってきたとはいえ、まだまだ少ないのでないかと思っています。

この2年間、なぜそんなんだろう、根本的な原因は何なのかといろいろ考えさせられました。日本のこれまでの習慣や子育てのための環境の整備が十分でないなど、いろいろな要因があるのだろうと思いますし、男女の本質的な違いもあり、様々な要因が複雑に絡み合ってそなならざるを得なくなっているのではないかというふうに思つたりいたしました。

私自身、学校で教育という立場から考えますと、客觀性や合理性あるいは論理性など、女性にもう少し足りない部分を教育を通してもっともっと育んでいかなければいけないのかなと思っています。

全ての女性に足りないというわけではないのですが、そういうことをもっと培っていただいて、科学の分野や教育の分野など、各分野でリーダーシップを取れるような、そういう女性を育てていかなければいけないと思っています。

宮城県が高校の男女共学を推進しているということは、ある意味では高木委員がおっしゃったようにすぐには結果が出ないかもしれません、男女共学によって、男子も女子も一緒に空間で学んで、女性が少しずつ男性に代わって台頭していくといったら変ですが、男女共同参画意識の向上につながっていくことを期待しているところです。

そういう意味で、県から男女共同参画の意識のための教育をすべし、というような働きかけをしていただけるといいのではないかと思います。

「私がやる」と手を挙げる子供の育成を目指して行きたいと思いますし、「私やって見ます」という女性教諭をもっともっと育ててみたいと思っています。

それから先ほど話題になりました、男女共同参画の意識を広げるためにということで、前にもお話ししたことがあるのですが、私も8、9年前に県庁に来て生涯学習をさせていただいたことがあります、あのころよりも各市町における男女共同参画意識が下がっているような気がいたします。

そのころ知り合ったある市の女性にお会いしたのですが、「あのころが最高でした。あのころの声は、今はほとんど無いんです。」と言うのです。

8年、9年前頃は、市でも男女共同参画室を作るなどして、男女共同参画の意識を高めていたのですが、今はなんとなくそういう声が聞かれなくなっています。

私なりに何故だろうと考えました。予算の制約だらうかと思ってみたり、市長、町長さんなど首長の考え方には左右されるところもあるのかなと思ってみたり、様々な要素が絡み合ってこういう状況なのかなと思ってみたりもするのですが、やはり第2次基本計画をさらに充実させていただけて、そして男女共同参画をさらに高めていただければと思ってるところです。2年間ありがとうございました。

横石副会長：ありがとうございます。

今男女共学のことをおっしゃっていたので、実は私も第1次計画策定のときに、男女共学を入れるかどうかで行政の人とかなりやりあった、というと言葉が過ぎますけれども、私ともう一人の委員とで、割と男女共学のことを大きな声で言った経緯があります。

そういう意味では、数値を見ても9割という共学率が出ておりますが、しかし今渡邊委員がおっしゃったように、内実、つまり、これをきちんと検証できるような男女共同参画の視点が入った教育ができているのかが重要だと思うのです。

それは高校だけではありませんが、高校の出口の段階で、やはり社会人ないしは高等教育に進む者の中で、若い世代がどういう形で教育を受けたか、男女がいたからできたのか、それとも男女がいたから余計に差別性が強くなったのか、ということを確かめていく必要性があるように思います。

それから、一番根本的なのは何かという渡邊委員の突きつけにおいて、私などは首長なのではないかと思うこともあります。本県の行政改革の中での課の名称であるとか、そういうところにも出てきているのではないかと思いますし、その辺りをぜひ火は大きくうちわで扇ぎたいものだと思います。

この事などは、国の政策自体も大きく動いていたのも事実だと思いますが、東北は西日本よりも、このような条例化であるとか、計画策定というのもやや遅れていると思いますので、余計に国や他県に連動した形で、火が消えていくような状況があつてはいけないと思いますし、遅れているという現状を確認したほうが良いのではないかと思っています。

ですから、どこに目玉を持って行くかとか、そういう議論も含めて、県の中だけとか東北の中だけでの比較だけで我々のあり方を決めていかないような視点が欲しいと思います。とにかく高みをみて目指すということが、大きな力になっていけば良いと期待しています。全員の方にお聞きしましたが、まだ時間がございますので、ぜひこの辺りのことも強調したい、特に次の計画策定に向けてもう一言二言言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひマイクをお取りいただきたいと思います。

高木委員：先程から、いろいろな話が出てますけれども、第2次計画とかこれから後を進めるに当たって、今までできなかつたこと、これから何をすべきかといったことを考えたときに、先程からいろいろな方から話を聞いているうちにしみじみ思ったのは、どこに問題があるのか、つまり男女共同参画社会というのはどういうものか、結果というよりは入り口部分、つまり、平等な機会を与えるという事が一番大事なのではないかということです。

まさに特定の人が、マイノリティが差別されたり、女性だけが虐げられてきたという過去の歴史があるわけですから、考えるときには機会の均等、つまりチャンスを平等に与えるということをいかに確保するかということが大事な視点であると思います。

では、どこからそれをはじめるかというときに、先程少子化対策とか共学化とかいろいろ話が出ましたが、しみじみ学生と話していて、大きな要素は家庭だと思うのです。

つまり、家庭の中での男女の役割の違いというものが固定化されたままで変わらないと、おそらくどこでも変わらない。

企業では、男性の役職者のほうが多いといわれています。

ある企業のトップクラスの方で、相当進歩的な考えを持った男性のはずだったのですが、酒席で「君、こういう場所だから言うんだけど、女性は使えないんだよね。」と言うのです。驚いて何故ですかと尋ねると、要するにどんなに能力があつても、時間になると「私、先に帰らせてもらいます。」、今日残って会議を続けて方針を決めようという時に「帰らせていただきます。」という女性が依然として多いというのです。

これはおそらく、この企業に限った話ではないと思います。

では、そこを解決するのは何かというと、遅くまで残っても、育児あるいは家事を男性パートナーがやってくれるかどうかということです。やってくれれば残れるわけです。どんなに周辺でがんばっても、一番根本的部分をきちんとえていかないと何も変わりません。もちろんパートナーであるだけが人間の幸せではないかもしませんが、やはり家庭が基本となれば、家庭の中での役割分担というのをきちんと見直す、男性も家事責任、育児責任を取れるように、法的には育児介護休業を法律上の義務付けできちんと取れるようになつているわけですので、それを実行するためにも、その前段階、意識が変わっていかないと、何も変わらないだろうと思うのです。

最も大事な視点、肝心なのは、家庭の中での共同参画をもっと進めていくことで、周辺のところもどんどん変わっていくと思います。

また、1つだけ誤解の無いようにコメントしておきたいのですが、高校の共学の問題というのは、私は決して反対ではありません。宮城県の男子校で育ったものだから言う訳ではないのですが、肝心なのは、これも機会の均衡だと思うのです。

共学しかない、あるいは別学しかない、そういう選択の余地が無いのが非常に好ましくないのであって、選択できる余地を残すということ、選択の可能性として残す余地があつてもいいのではないかと思います。

一方しかないのは困りますが、男子校があつても女子高があつても良いのではないか、そういうところと必ずしも男女共同参画社会の実現というのは矛盾しないと思うのです。

ですから、選択、機会を平等に与える社会というのが大事なのではないかとしみじみ思っています。

横石副会長：その他いかがですか。

伊藤委員：今の高木委員のお話を聞いてある意味ほつとしておりまして、私の理解では、職場での機会均等の問題の根底には家庭の問題がまずあるというご認識だと思います。

これが私の感覚とぴったり合うわけですが、だからといって職場での均等の問題というのはやはり見逃すことのできない問題は無いわけではございません。これが1つございます。

それから、いろんな率の問題が表として出て一人歩きするのは、目標の目安としては大事ですが、結果の平等ではなくてやはり機会の平等を話すべきだというお話を聞いてほつとしました。これがもう1点です。

数ではなく、立場や性、それから考え方や感覚の違う人たちが、男であつても女であつてもどちらでもいいのですが、なるべくこの審議会でも多様な考え方、感性がばらばらな人があるほうがいいし、それが社会全体のためになるという視点だな、というように委員のお話を聞いて思いました。

家庭の問題ですけれども、一緒に住んでいてもなかなか男と女で何が違っているのか、感覚の違いがどの辺にあるのかというのは、男の目線で言いますとはつきりわかりません。ある問題でいろいろやり取りしてみて、時には喧嘩もしてみてやってみないと、どこがいつたい違うのかということがわかりづらいというのが実感としてございますので、そういう点も大事にしていくべきかと個人的には思っています。ありがとうございました。

横石副会長：ありがとうございます。その他いかがですか。

細川委員：私は最初の均等法のころに社会に出ました。それからずっと社会人として進んできまして、均等法は有って良かったと実感しています。少しずつ改正されながら地道に良くなつていけばと思います。

今、学生に向かうことが多いのですが、その中で先週あったことで、女子学生が大学で男子学生に「もし私が単身赴任になつたらどうする、どう思う？」と問題を投げかけたところ、相手の男子学生は、「そういう考えは無かった。そういうこともありうるんだ。」と、そこではじめて視点が変わったというか、そういうことも考えなければいけないんだということを知ったそうなんです。

そこでは良い悪いは判断しなかったのですが、まさに地道なことで、一言声をかけただけでその人の考えが広がったというのは大きな事です。

均等法もそうですが、どんどん声をかけていくことで考えが広がり、少しずつ家庭内も良くなつていけばいいと考えております。

それから、1月ないし2月の検討部会に、県民としてありがたく参加させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。今日の審議会の中で、私も新たに考えるところがありましたので、皆さんの中で何か意見がありましたら、お時間のある方だけでもよろしいと思いますので、意見をまとめてお出しになって、検討部会に活かされるようにされてはいかがかと思います。紙とかメールなどで意見を出すというのはいかがでしょうか。

審議会委員として出席させていただき、4年でこんなに考えが広がったということでありがたく思っています。皆さんに感謝したいと思っています。ありがとうございました。

布施委員：委員から首長の考え方ひとつなどいろいろお話をありました。

若い層の皆さんへのアプローチということで、当市の男女共同参画支援係で、特に小さい子供を持つ子育て世代のお母さん方への様々なサポートをしております。

地域の中で保育サークルといいますか、そういうものをNPO、法人化をして活動しておりますし、そういう皆さんの集まりの場に私もお邪魔をさせていただいて、意見交換をさせていただいております。

先日、内閣府のアドバイザー派遣事業を活用して、コミュニケーションをしっかりと取れるようになります、ということで勉強会を2回シリーズで行いました。

その際には、託児場所も設けて、お母さんとしてではなく、一人の人間として、女性として積極的にそういう場を作る、そういう時間を作るということをさせていただいたと思っております。

皆さん、なかなか「私」というものを振り返る機会がない、時間が無いということもあつたと思いますが、その様子を拝見して、その人が生活の中でどんなことを感じているのか、自分が伝えたいことがきちんと伝わっているのかどうかを考えさせられました。

コミュニケーション、話し方の勉強ということを考えたときに、例えば夫婦間でも、今までただ自分が今思っていることを一方的に話してはいるだけで、向こうに伝わっていないのではないか、自分を振り返ってみても、伝えるためにどうするのかということが良くわからないまま、会話がそれ違っていることがあるとも考えさせられました。

ですから、家庭の中においてしっかりしたコミュニケーションをとる上においても、男女共同参画というものを大きく取り上げるのも一つではあります、お互いの思っていることをきちんと伝え合うことのできる環境づくりをサポートすることも大事なことではないかと思いました。

それは一番小さな単位である家庭であり、その中できちんと意思疎通が図られるということは、ある意味、社会に出て行ってもそういう関わりができるということで、一人の人間としての能力がきちんと評価される環境と、そういう形の中で、男女の性差というものが何か、というものが改めて実感していただけるのではないかと思っていますので、積極的にそういう取り組みをしていきたいと思います。

また、実は今、職員の研修というだけではなく、いろいろな事業提案の際に自分の意思をきちんと伝えるということのトレーニングをさせていただいております。

簡単な一例ですが、例えばこのような資料を、職員から提案するときに、この用件の中で一番大事な目的のポイントを要約する。それについての補足を2、3取りまとめ話す。文章をダラダラ読むだけの説明は絶対にさせない。

そのようなことをトレーニングとして取り入れる中で、人から聞いた話を自分の頭の中で整理ができ、整理した中で相手に伝えることができるということで、男女共同参画への理解も進むだろうし、そういう頭の作り方を再構築するような取り組みが、組織の中でも地域の中でも必要なのではないかと思っております。

横石副会長：まさしく、学びながら、ほぐしながら、ということだと思いますが、先程高木委員がおっしゃったように、本来ならばこの会議の半分くらいを次の計画までに何をすべきかを絞り込む時間にしても良かったと思いますが、なにぶん時間が過ぎております。

今何をすべきか、何を盛り込むべきかという各委員のお考えを、メールであるとかファックスであるとかで意見を集められるのではないかというアイディアが出されました。意見を集めていただく手立てをしていただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局：意見を聞く方法についてはいろいろ考えられると思いますので、今いただいた御意見も参考にしながら、意見を頂戴する方法を考えて参りたいと思います。

横石副会長：それでは大体よろしゅうございますか。

佐々木委員：時間が来ているのに申し訳ございませんが、1点だけお話させていただきます。

私がここ数年来感じていることで、男女共同参画に水面下でつながっているのではないかと思うことがございます。

それは、男性が自分のことを「俺」という表現が最近当たり前、以前よりも強くなってきていることです。私どもが若い時代には企業の中では、当然、わたし、わたくし、僕と使い分けはしていましたが、まず「俺」という言葉は、同期で酒を飲んでいるときは出るとしても、職場内ではまず使いませんでした。

ところが、50歳前後あるいはもう少し若い方々を見ていますと、職場内で管理職にある人間が平気で「俺」という言葉を使っています。もちろん目上の人間には使わないのですが、同性の部下、あるいは自分より年齢が上の女性に対しても「俺」という言葉を普通に使います。

これは学校教育の問題や家庭教育の問題もあると思うし、マスコミやドラマの言葉の使い方にもあると思うのですが、文化の問題として、私は非常に危機を感じます。

家庭内で夫が妻に対して、「俺」という言葉を普段使っていると、子供は当然、男性が女性に対して自分で表現する言葉として「俺」が当たり前に思ってしまいます。

ここ数年、入社する総合職の男性が、自分のお姉さんやお母さんのような年齢の一般職の女性に対して、「俺」を平気で使っています。

個人的な感想として、これはまさに文化の問題だと思うのですが、その辺りに男女共同参画、あるいはDVの問題を引き起こす、女性は男性と同等だという意識を壊している一番の原因があるように思います。

そういう意味でも、先程高木委員の男女別学についてのお話がありましたが、私も男子校出身なのですが、そういう中で醸成されている気配は無いのか、という疑問がありますので、一言申し上げさせていただきました。

横石副会長：ありがとうございます。

言葉、文化の問題というのは非常に大きいし、毎日のことですから、おっしゃるとおりの部分、よく考えながら発言、発案をしたいと思いますし、声を出すということ自体に大きな意味と力があるわけですから、その中の具体的な言葉の重みということは、男女共同参画ではよく言われるように「主人」とかですね、そういったことも含めて考えというのは多々あるかと思います。

では、予定の時間となりましたので、今日出た問題ないしは御意見等を部会も含めて反映させていただきたいし、御意見等があればたびたびどういう形でもいただきたいと思います。

それでは、議題の「(3) その他」というところですけれども、何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これで議事を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局：議事進行ありがとうございました。

それでは、次第「5 その他」として、事務局から事務連絡させていただきます。

事務局：事務局から1点、ご連絡申し上げます。

先ほどもお話に出ておりましたが、また、7月の審議会でもお話をいたしました、審議会の公募委員についてでございます。

右上に「資料4」と書かれました「平成21年度宮城県男女共同参画審議会委員募集について」の資料をご覧に願います。現在の委員皆様の任期が、来年3月18日で満了いたしますが、新しく就任いただく委員として、公募により2名の方に就任いただくものでございます。

県政だよりや県のホームページ、あるいはラジオ等で広くお知らせしているところでございますが、12月1日から来年1月8日までを募集期間といたしまして、現在、応募を募っているところでございます。

また、書類審査と面接によります2段階での選考により委員を決定し、来年3月19日からの2年を任期といたしまして、委員の委嘱を行うこととしております。

なお、公募委員に係る書類審査と面接を行っていただく選考委員は、審議会からは、横石副会長と高木委員にお願いさせていただいております。

横石副会長、高木委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

#### 4 閉会

事務局：本日が、本メンバーでの最後の審議会となりましたが、皆様には御多忙の中、御審議、貴重な意見等を賜り厚く御礼申し上げます。以上をもちまして、宮城県男女共同参画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。